



ひめネット

NPO法人 えひめ消費者ネット

発行者：NPO 法人えひめ消費者ネット（ひめネット）

2015年12月発行（vol.19 抜粋）

NPO法人えひめ消費者ネット

理事長：松田 裕二

〒790-0952

松山市朝生田町2-2-11-3F

TEL:089-987-3101

FAX:089-987-3130

E-mail: npohimenet@gmail.com

URL: http://www.maroon.dti.ne.jp/npo-himenet

平成27年度 愛媛県消費者団体提案事業「適格消費者団体認定申請に向けてのステップアップ事業」

公開講座

「消費者団体はここまでできる」 ～適格消費者団体の成果と新訴訟制度の課題～報告

10月31日(土)13:30～16:00

愛媛大学メディアホールにて、
京都消費者契約ネットワーク(KCCN)の
副理事長である野々山宏弁護士による
公開講座を開催し、80名が出席しました。

KCCNは京都を活動範囲とする比較的規模の小さな適格消費者団体ですが、他団体に比べ積極的に差止訴訟提起に取り組んでいるという特徴があります。

その理由として、差止訴訟は団体訴訟制度の本来の権限であるから、「抜かない宝刀」であってはいけない。また、訴訟をしないとマスコミは報道してくれないから、適格消費者団体を一般に知ってもらうためにも訴訟をするという事でした。

この制度は問題のある勧誘や問題のある契約条項が差し止められることにより、個々の消費者にとっては将来の被害を免れるというメリットがあります。先生が最近のKCCNの差止判決の具体例をとても分かりやすく説明して下さったので、アンケートの結果では80%近くの受講者が講座内容について

「よくわかった」と答えました。

本来、適格消費者団体は全国の全ての地域をカバーするように創設されるはずでしたが、四国地域にないこと、制度設計にモレが生じています。四国の消費者が被害予防、被害拡散防止を行っていくために、差止請求権を持つ適格団体が愛媛に生まれることは非常に意義があるということでした。

適格消費者団体は難しいと、一般も法律専門家も敬遠しがちですが、若い世代の弁護士に消費法の最先端の議論をすることの面白さや、裁判で自分たちの意見が採用され、世の中を動かしている感覚を味わってもらい、楽しく活動して欲しいと言われました。

適格認定を受ければ、市場における監視者の役割を担い、発言力が強化します。また、内閣総理大臣の認定があるという安心感から、行政や事業者、弁護士会等とコラボ活動も行うようになり、行政や事業者から意見を聴かれる機会も増えてきます。だから、今は申入れをしても、無視されることが多いけれども、積極的に改善の申入れを行い、適格を目指して頑張って下さいと激励の言葉を頂きました。

溢れるようなエネルギーと、無私無欲という言葉がふさわしいお人柄にメディアホール全体が呑み込まれてしまったかのような、濃密なひとときでした。

また、このイベントを成功させたことで、ひめネットメンバーの結束が固くなったように思います。

お忙しい中ご参加頂いた皆様、本当にありがとうございました。

(文責：遠山 利恵子)

11月24日現在会員数

正会員	82
団体正会員	3
賛助会員	36

適格認定要件：
正会員数 100名以上



ろうきん助成金に感謝

ろうきんの助成金によって、昨年10月から本年9月までに悪質商法未然防止の出前講座が16か所、575人の参加で開催できました。

四国労働金庫様ありがとうございました。

11月14日 消費者トラブル110番

～司法書士による無料相談会～

10～15時、ひめネット事務所で司法書士及び専門相談員が電話や来所相談に対応しました。

リפורームに関する相談等が寄せられ、親身な対応に相談者から感謝の言葉を頂きました。



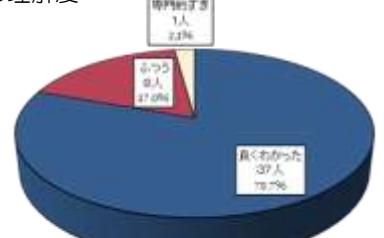
公開講座アンケート結果

参加者数：80人 アンケート回収数47票
(回収率：58.8%)

適格消費者団体の認知度



講座の理解度



四国に適格消費者団体ができたらいいと思いますか？

